

避難器具 調査表

調査項目		法令	添付図書	調査結果	
種類	避難はしご(金属製の固定式を除く)すべり棒				
特定一階段等 防火対象物	次のいずれかに適合するものであること。 安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等に設けるもの 常時、容易かつ確実に使用できる状態で設置されているもの 一動作で、容易かつ確実に使用できるもの	消則第27条 第1項第1号		適 不適	
	避難器具設置等場所の出入口上部又は直近に避難器具設置等場所であることが容易に識別できるような措置を講じること。	消則第27条 第1項第3号		適 不適	
	避難器具設置等場所がある階のエレベーターホール又は階段室(附室がある場合は、附室)の出入口付近の見やすい箇所に、避難器具設置等場所を明示した標識を設けること。			適 不適	
設置	開口部位置	避難器具(すべり棒、避難ロープ、避難橋及び避難用タラップを除く)を設置する開口部は、相互に同一垂直線上にない位置にあること(避難上支障のないものは除く。)	消則第27条 第1項第2号	適 不適	
	明るさ	使用方法の確認、避難器具の操作等が安全かつ円滑に行える明るさが確保される場所に設置すること。	設置維持告示 第6	適 不適	
	格納箱等	避難器具の種類、設置場所等に応じて当該避難器具を保護するため、格納箱等に収納すること。	設置維持告示 第7		適 不適
		格納箱等は、避難器具の操作に支障を来さないものであること。			適 不適
格納箱等は、避難器具の種類、設置場所及び使用方法に応じて、耐候性、耐食性及び耐久性を有する材料を用いたものであること。				適 不適	
	屋外に設けるものは、有効に雨水等を排水するための措置を講じること。		適 不適		
表示	設置位置示	避難器具設置等場所には、見やすい箇所に避難器具である旨及びその使用方法を表示する標識を設けること。	消則第27条 第1項第3号	適 不適	
		避難器具の直近の見やすい箇所及び避難器具の設置箇所に至る廊下、通路等に設けること。	設置維持告示 第5、1	適 不適	
		標識の大きさは、縦0.12m以上横0.36m以上とし、「避難器具」又は「避難」の文字を有する器具名を記載すること。		適 不適	
	使用方法の表示	避難器具の直近の見やすい箇所に設置すること。 (使用方法が簡便なものは、設置しないことができる。)	設置維持告示 第5、2	適 不適	
基準適合	避難器具は、「避難器具の基準」(昭和53年3月消防庁告示第1号)に適合すること。	消則第27条 第1項第11号		適 不適	
	避難器具は、「避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目」(平成8年4月消防庁告示第2号)の基準に基づき設置すること。	消則第27条 第2項		適 不適	

避難はしご(固定式を除く。)				法令	添付図書	調査結果		
		調査項目						
つり下げ式	設置方法	取付け具は、防火対象物の柱、床、はりその他構造上堅固な部分又は堅固に補強された部分につり下げはしごを容易に取付けできるように設けること(堅固な窓台等に直接つり下げの場合は取付け具を要しない。)		消則第27条 第1項第5号		適 不適		
		取付け具に用いる材料は、設置維持告示に適合するものであること。		設置維持告示 第8		適 不適		
		横さんは、使用の際、防火対象物から10cm以上の距離を保有するように設けること。				適 不適		
		つり下げた状態において突子が有効かつ安全に防火対象物の壁面等に接することができる位置に設けること(降下に支障を生じないものは、この限りでない。)		設置維持告示 第3、1		適 不適		
	4階以上の階	金属製避難はしごが設けられていないこと。		消則第27条 第1項第5号		適 不適		
取付部の開口部	大きさ	取付部の開口部の大きさは次のとおりとすること。		設置維持告示 第3、1		適 不適		
		開口部位置					大 き さ	
		壁 面	高さ0.8m以上幅0.5m以上					
	高さ1.0m以上幅0.45m以上							
床 面	直径0.5m以上の円が内接する大きさ							
高 さ	壁面に設ける取付部の開口部の下端は、床面から1.2m以下の高さとする(固定又は半固定のステップ等を避難上支障のないように設けた場合を除く。)							適 不適
閉鎖防止	壁面に設ける取付部の開口部に窓、扉等が設けられる場合は、ストッパー等を設け、窓、扉等が避難はしごの使用中に閉鎖しない措置を講ずること。							適 不適
操 作 面 積	操作面積は、0.5㎡以上で一辺の長さはそれぞれ0.6m以上とし、避難はしごの操作に支障のないものであること。							適 不適
降 下 空 間	降下空間は、縦棒の中心線からそれぞれに0.2m以上及び器具の前面から奥行0.65m以上の角柱形の範囲とすること。							適 不適
	降下空間と架空電線との間隔は1.2m以上とし、避難はしご上端と架空電線との間隔は2.0m以上とすること。							適 不適
避 難 空 地	避難空地は、降下空間の水平投影面積以上の面積とすること。				適 不適			
	避難空地の最大幅員(1mを超える場合は1m)以上で避難上の安全性が確保されている避難通路が設けられていること。				適 不適			
最 下 端 高 さ	使用状態にした場合の最下部横さんから降着面等までの高さは0.5m以下であること。				適 不適			
地 下 へ の 設 置	地階に設ける場合は、固定式とし、ドライエリア又は避難器具専用室内に設けること。				適 不適			
検 定	金属製はしごは、検定を受けたものであること。		消法第21条の2 消令第37条		適 不適			
そ の 他								

別記様式第 27 号 (その 3)

すべり棒					
調査項目		法令	添付図書	調査結果	
設置方法	すべり棒は、その上部及び下部を取付け具で固定できるものであること。		消則第 27 条 第 1 項第 8 号  設置維持告示 第 8	適 不適	
	取付け具は、防火対象物の柱、床、はりその他構造上堅固な部分又は堅固に補強された部分にすべり棒を容易に取り付けできるように設けること。			適 不適	
	取付け具に用いる材料は、設置維持告示に適合するものであること。			適 不適	
長さ	すべり棒は、取付部の開口部の下端から 1.5m 以上の高さから降着面等まで設置すること。		設置維持告示 第 3、5	適 不適	
取付部の開口部	大きさ	取付部の開口部の大きさは次のとおりとすること。		設置維持告示 第 3、1	適 不適
		開口部位置	大きさ		
		壁面	高さ 0.8m 以上幅 0.5m 以上 高さ 1.0m 以上幅 0.45m 以上		
	床面	直径 0.5m 以上の円が内接する大きさ			
位置	壁面に設ける取付部の開口部の下端は、床面から 1.2 m 以下の高さとする（固定又は半固定のステップ等を避難上支障のないように設けた場合を除く。）			適 不適	
閉鎖防止	壁面に設ける取付部の開口部に窓、扉等が設けられる場合は、ストッパー等を設け、窓及び扉等がすべり棒の使用中に閉鎖しない措置を講ずること。			適 不適	
操作面積	操作面積は、0.5 m <sup>2</sup> 以上で一辺の長さがそれぞれ 0.6m 以上とし、すべり棒の操作に支障のないものであること。		設置維持告示 第 3、1	適 不適	
降下空間	降下空間は、すべり棒を中心とした半径 0.5m の円柱形の範囲とすること。		設置維持告示 第 3、5	適 不適	
	降下空間と架空電線との間隔は 1.2m 以上とし、すべり棒上端と架空電線との間隔は 2.0m 以上とすること。		設置維持告示 第 3、1	適 不適	
避難空地	避難空地は、避難上支障のない広さとすること。		設置維持告示 第 3、5	適 不適	
	避難空地の最大幅員（1m を超える場合は 1m）以上で避難上の安全性が確保されている避難通路が設けられていること。		設置維持告示 第 3、1	適 不適	
その他					

備考 1 項目中、□欄は該当するものに✓印を記入すること。

2 添付図書欄には、項目を確認できる図書の図面番号等を記入すること。

3 調査項目が非該当の場合は、当該調査結果欄に斜線を入れること。

4 その他欄には、調査項目以外で調査した内容等を記入すること。

5 凡例

消法：消防法（昭和 23 年法律第 186 号） 消令：消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）

消則：消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）

設置維持告示：避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目（平成 8 年 4 月消防庁告示第 2 号）